

企業経営者・人事担当者の皆様へ

## 企業主導型保育園 連携企業さまを募集しています

大切な従業員様のために「会社がつくる保育園」と連携しませんか？

弊社が運営する企業主導型保育園は平成28年度から内閣府がスタートした「会社がつくる保育園」のことで、複数の企業と共同利用できる保育園です。規定として園児の半数以上が連携企業のお子様である必要があるため、弊社保育園を利用いただいている保護者の就労先様に連携企業のご協力をお願いしているところでございます。

### 連携企業とは・・・

企業主導型保育園と共同利用契約を結ぶ企業。連携企業の従業員のお子様は従業員枠を利用することが可能に。育児による離職防止や、新規採用に向けた職場環境アピールにつながります。

### 共同利用のイメージ



弊社と共同利用契約を結ぶことにより従業員枠をご利用いただけます

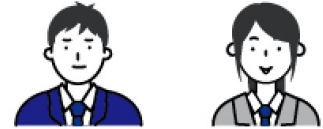
## 連携企業さまのメリット

- 入園選考時、定員に空きがある場合、連携企業のお子様を優先的に入園できるよう配慮しています。
- 女性活躍・子育て支援に積極的であることが可視化され、子育てに優しい企業であるとの企業イメージの向上につながります。
- 企業さまの費用負担は一切ありません。



## 従業員さまのメリット

- 利用人数に制限がある地域枠に比べ、優先的に入園枠を確保しやすくなります。
- 保育無償化対象の年齢（満3歳）に上がった際の手続きが簡素化されます。



## 条件について

- 「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」という税金を財源としているため、社会保険加入事業所（組合保険でも可）であることが条件として定められています。（事業所が加入していれば、利用される従業員さまの社会保険加入は問いません）
- 従業員さまがパートタイマーなど非常勤であっても入園には支障ありません。
- 連携企業として当法人と共同利用契約を交わしていただきます。
- 別途、保育園利用契約は従業員さまと直接締結し保育料などに関しては、従業員さまより直接当園にお支払いただきます。

## 共同利用契約の実績



飲食店、医療機関、スーパーマーケット、旅館、ホテル、生命保険会社、IT関連会社、税理士事務所、建設土木関連会社、警備会社、不動産会社、運送会社、製造工場、自動車販売会社、社会福祉施設など

138社

(2022.3.1現在)

### ● 共同利用契約までの流れ ●

弊社に  
問い合わせ

契約内容の  
ご説明

共同利用契約  
の締結

従業員の  
利用支援

問い合わせ先

株式会社クローバーホールディングス

TEL 0859-57-6105

営業時間

平日9:00~17:00

<https://clover-hoikuen.jp>

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地